

# 『公益信託をめぐる今日的諸問題』 ——英国2006年公益法における公益概念と わが国の現状を通して——

法学研究科私法学専攻博士後期課程2年

大山 直樹

## I 序論

本論文は、今日における公益信託の活用法について、主に英国法と日本法との比較検討を通して今日の動向を探るとともに、新たな提言を試みるものである。

公益信託は、わが国においても制度上は大正時代から存在している長い歴史を有するものであるが、信託制度自体が英米法に由来するものでわが国には馴染みの薄いものであるといわれてきた。また、いうまでもなくわが国の民法典はローマ法に由来するヨーロッパ大陸法系の流れを汲むものであり、わが民法典上にはいわゆる公益法人制度が規定されている。わが国において制度上は、公益法人の方が先行して設けられており、公益活動・公益事業はもっぱら公益法人制度のみが活用されてきた時代が長く続き、公益信託には目を向けられず全く活用されることなく眠り続けてきた。その後、公益法人の実態およびその構造的な短所が明るみに出て社会問題化するとともに、新たな公益活動・公益事業の在り方として公益信託の活用が取り上げられたことにより初めて注目を浴びたことでやっと日の目を見、今日では相当に活用されつつあるとはいえ、未だに発展途上の段階にあることは否定できず、決して十分に活用されているとはいえない面もあり、その特性を鑑みれば今後のさらなる活用及び発展が期待されるものである<sup>1</sup>。

特に、わが国では公益信託はもとより、公益活動や公益事業についての理解や認識が必ずしも十分とはいえ、一言に「公益」といっても、その概念が極めて抽象的であり、その定義や尺度などが曖昧なままになっており、この点を明らかにしていくことが、公益信託のより一層の普及・発展のためには欠かせないと指摘される<sup>2</sup>。近年、公益法人に関しては大きな改革が実施され、新たな法整備により、現在では公益性を有すると認められうるものとして特別法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）上に23の諸類型が明記されたが、まだ日も浅いことから具体的な解釈や運用については不明瞭な部分も多いと思われ、

また公益信託に関しては以前のままの状態となっているのが現実であり、このように公益信託に関してはその公益性について、その概念をいかにとらえるべきかということが一つの課題となっている。

これらの点に関して、今後の新たな方向性を探るために、本稿では、信託法の母国であり、公益信託の分野においても古来より積極的に活用がされてきた英国法の近年の動向について検討し、わが国における現状と、わが国における公益信託の普及を妨げる原因とその解決の方向性について論究することを目的とする。特に、近年英国では公益信託に関する新たな制定法である2006年公益法が制定され、これまでにない新たな動向が生じており今後の動向が注目されるものである。すでに、同法の概要については論究されているものもあるが、近年さらに新たな文献等が出版されており、筆者がこれらに関する若干の文献を入手することができたことから、これまでの論究に加えてより詳細に同法の内容について紹介するため、また、英国と日本との比較検討を中心にして、わが国における公益信託の今後の発展および公益信託がより一層活用されるようになるための一助とするため、ここに若干の論究を試みる次第である。

## Ⅱ 英国における公益信託の起源およびその発展過程

英国における公益信託の直接の起源となるものとしては、古代ゲルマン民族における慣習法としての「ザルマン」であるとされる。これは、信託そのものの起源ともなるものであり、所有者から財産を譲渡され、これをもとの所有者の指示に従って一定の処分をするように委託を受けた者のことを意味するものである。この制度を用いて、キリスト教会に財産を寄進するといったことが当時から行われていたことが確認されている<sup>3</sup>。

また、公益信託の発展は、中世におけるキリスト教信仰とも深く関係する。カトリック教会の方針により、当時の教会はキリスト教の伝道のみならず、教育や医療、貧民の救済などの公益活動を積極的に行っていたことから、教会への寄進は信仰の証しとして積極的に推奨されており、実際に教会は多くの寄進を受け、公益活動を行っていた<sup>4</sup>。

よって、公益信託の起源は、中世における宗教法人および公益的法人（corporation eleemosynary）の発生とも深くかかわるものであることが知られている。また、この当時は公共的贈与が主に修道院の維持を目的としても行われ、これにより修道院が富を増大させるとともに、土地保有者が領主に支払うべき封建的付随義務を逃れることとなったことから国王の収入の喪失を招き、これを防ぐために、1279年には身分変化を来さない聖・俗の法人への土地の譲渡を国王の許可なく行うことを禁止する旨を定めた死手法（Mortmain Act）が制定された<sup>5</sup>。

このような状況の中で、13世紀にいたるところより、現在でいうところの信託の起源であるとされる「ユース（use）」の慣行が登場し、次第に状況は変化する。

すなわち、このころより、信託の起源となるユースの利用により、委託者である土地の保有者が、教会の牧師など複数の個人を受託者として土地を譲渡し、同時に土地からの収益を受益者たる第三者（土地保有者の相続人など）に提供するなどの契約を結ぶことで、合有（joint tenancy）に基づくコモン・ロー上の形式的権利主体としての土地の保有者を形式上は受託者とすることができ、一方では委託者の財産保有をも合わせて確保することができるとともに、合有にもとづく生存者財産権（survivorship）により、封建的附随義務を回避することも可能となるなど<sup>6</sup>、各当事者がそれぞれの立場でも旨みをもつものであり、これが多用されはじめた。

当時の国王はこれについても同様に土地の譲渡に制限を課そうとするものの、公益目的のものについては、これを推奨させるほうが社会的利益となることから一定の公益目的を有することを条件に制限を緩和させる方向をとったため<sup>7</sup>、死手法による土地譲渡の制限は次第に空文化するに至った。すなわち、当時の教会や宗教団体を受益者とするユースの慣行が存在し、世俗人による、土地についての封建的な負担を免れるためのユースの利用が行われるようになるとともに、公益目的の土地の譲渡については、国王の許可に限らずとも、制定法上の特免権としてこれが認められるようになった。また、大法官もこのような公益を目的とするユースの保護を図るようになった。このような経緯を経て、今日に至る公益信託の萌芽が形成されたといわれている<sup>8</sup>。やがて、1601年になると公益ユースに関して初の制定法となる1601年公益ユース法が制定されることへとつながり、次章ではこれ以降の動向について論ずる。

### Ⅲ 英国における公益信託に関する制定法の動向

#### 1、1601年公益ユース法（Statute of Charitable Uses）による公益目的の概要

前述のような経緯のもとでその萌芽が生まれたといえる英国の公益信託について、これを制定法上の位置づけを明確化した最初のものは1601年公益ユース法（Statute of Charitable Uses）である。同法では、公益ユースの目的となりうるものをはじめて具体的に類型化し、基本的にはこの概念が今日の英国制定法における公益信託における公益目的の諸類型に取り上げられているものまで受け継がれているものといえる。

同法の前文において、公益ユースの目的として認められるものを列挙しており、それによると、①高齢者、疾病者、貧困者の救済、②病気かつ負傷した陸海空軍兵士の扶養、③公立学校および無料私立学校の援助ならびに大学の学生に対する助成、④橋梁、港湾、避難所、土手道、教会、海岸堤防、公道、公の水路の補修、⑤孤児の教育と支援、⑥矯正院に対しての金品の支援又は維持管理の補助、⑦貧困な環境下にある女子の結婚への支援、⑧若年で病に陥った商人、職人その他の者の養育、支援、⑨受刑者または捕虜の援助、⑩貧困な住民への税の支払いの援助または軽減、⑪軍役の提供又はそれに代わる納税、⑫その他の税負担に

かかわる援助、等の実に多様な類型が取り上げられている。

これらに関する公益ユースの設定を制定法上明確に認めており、その枠組みは、「委託者により贈与された財産を、委託者が設定した公益目的に基づき、受託者が管理・運用していく行為」<sup>9</sup>であり、これは、その後、エクイティの発展に大きく寄与し、英国法の大きな発展を成し遂げた原動力になったものともいえるだろう。

なぜなら、信託法は財産の移転と運用に関して、常に公平・公正の概念を背後に据えているものに他ならないからである<sup>10</sup>。

## 2、1891年判決による公益目的の類型化

そして、公益信託に関する裁判例としては最も著名なものの一つである、1891年判決 (Income Tax Special Purposes Commissioners v. Pemsel, 1891 A. C. 531,583) において、裁判官マクノートン卿 (Lord MacNaghten) は、判決文中にて公益信託の公益性が認められるための4つの類型を取り上げ、これらを基準とすべきとした。具体的には、①貧困の救済を目的とする信託、②教育を目的とする信託、③宗教の振興を目的とする信託、④国際交流、環境保護、まちづくり、動物愛護等、その他コミュニティにとって有益な目的となる信託、などの類型が示された。しかし一方では、これらの類型に該当するか否かが明確に判断できず、たとえば社会福祉や不特定多数の者を対象とするレクリエーション施設の設置・運営などのような新たな公益活動には対処することが困難な場合も少なくなく、のちに1958年レクリエーション・チャリティ法 (Recreation Charities Act, 1958) の制定につながっていた<sup>11</sup>。

## 3、2006年公益法の制定

前述のように、レクリエーション施設の設置や運営等を目的とするものについては、1958年レクリエーション・チャリティ法が制定されたが、これ以外の、公益信託全般を対象とする制定法については、特に第二次世界大戦後より相次いで立法化され、1954年公益信託法 (Charitable Trusts (Validation) Act 1954)、1960年公益法 (The Charities Act 1960)、1992年公益法 (The Charities Act 1992)、1993年公益法 (The Charities Act 1993) 等が存在した。紙面の都合上、これまでのこれらの制定法をめぐる経緯についての詳細な論究は、既に先行研究が存在することもあり、省略することとする。近年ではさらにこれまでの制定法を改める形で、2006年に新たな制定法である2006年公益法 (The Charities Act 2006) が制定され、新たな時代の始まりとなったといえる。

まず留意しておくこととして、英国では、公益活動や公益事業を行うに当たって、わが国における、民法上の公益法人と信託法上における公益信託との両者の概念を区別して取り扱わず、「charity」という用語で、公益活動ないし公益事業を行う組織または主体として両者を一括して取り扱っている<sup>12</sup>。

元来、英国では法人制度が未発達なものであったため、公益活動についても信託法理が多



用されてきたという歴史的経緯があり、現在では法人形式によるものもそれなりに利用されてきているものの、公益信託も依然としてわが国とは比較にならぬほど多用されているものである。

したがって、これから述べる2006年公益法についても、わが国でいうところの公益信託と公益法人のいずれの形式をも対象とするものであるが、公益信託を理解するうえでも今日でも依然として不可欠なものであり、公益信託の内容そのものを規定しているものであることから、ここで取り上げるものである。

2006年公益法においては、「公益」の定義について、基本的にはそれ以前の1993年公益法(The charities Act 1993)における定義を引き継いでおり、その第1条において、「公益」が定義づけられ、公益とは、もっぱら公益目的のためだけに創設された制度であるとされ、公益性を維持するために、高等法院の統制を受けるものとされた<sup>13</sup>。

また、同法2条では、同法2条2項に掲げられたいずれかの類型に該当するもので、加えて公の利益に資するものであることが要件とされており、具体的には、①貧困の防止又は救済、②教育の振興、③宗教の振興、④健康の増進と救命、⑤市民社会および地域コミュニティの発展の促進、⑥芸術、文化、伝統、科学の振興、⑦アマチュア・スポーツの振興、⑧人権の尊重、紛争解決の促進、和解の促進、宗教的あるいは人種的調和の促進・平等性および多様性の普及促進、⑨環境保護、環境改善の促進、⑩若年、高齢、体調不良、身体障がい、財政的困窮あるいは他の理由による不利な立場に立たされていることを理由として困窮している人々の救済、⑪動物の福祉の尊重、⑫政府軍の軍事能力の向上および警察、消防、レスキュー隊、救急隊の能力向上の促進、そして⑬その他の目的、といった諸類型が列挙されている。

これらの諸類型は、かつてに比べるとかなり詳細に明記されるようになったことでも画期的なものといえるが、基本的には、これまでの長年の判例法の蓄積が生かされておりこれらを覆す趣旨ではなく<sup>14</sup>、これらをより具体的に示すという方向性で定められたものといえる。

同法において、特定の活動が公益性を有するか否かを判断するには、公益性に関する審査、すなわち、同法でいうところの「2つのテスト」を受ける必要があるわけであり、その一つは、公益活動の目的それ自体、もう一つは、実際に公益を提供することができるか否かという点について審査されることとなる<sup>15</sup>。これも、英国で長年にわたって判例法により確立した概念が新法にも引き継がれたものである<sup>16</sup>。

これら、公益性ありとされる具体的な類型については、前述のとおり、すでにその概要について紹介した論文も散見されるが<sup>17</sup>、ここでは、そのような先行研究の内容を踏まえつつ、筆者が入手した新たな文献を参照しながら、より詳細にその内容を探求するものとする。

#### Ⅳ 2006年公益法における公益目的の諸類型

##### 1、貧困の防止又は救済 (prevention or relief of poverty)

まず第一の類型として挙げられるのは、「貧困の防止又は救済 (prevention or relief of poverty)」である。これは、英国の公益信託では伝統的に公益目的の第一に挙げられるほどの古い歴史を有し、重要視されてきたものである<sup>18</sup>。前述のように、1601年法にはすでに「高齢者、疾病者、貧困者の救済 (relief of aged, impotent, and poor people) と規定されており、この時点ですでに確立していた概念を今日に引き継ぐものである。

今回の2006年法では、「貧困の防止」という新たな概念が付け加えられたのが大きな特徴である。これまでも、実質的には、貧困の予防という概念は歴史的に存在していたのであるが、今回の2006年法によって、明文規定に取り込まれたものといえる<sup>19</sup>。具体的には、「貧困の救済」については、英国判例法の中でも長い歴史を持って育まれてきたものであるが、「貧困の防止」については、これを実現する手段としては、教育の促進や困窮な立場に立たされている人の救済といった他の公益目的の類型に該当するものも少なくないのではないかと考えられうるとされる<sup>20</sup>。また、救済の方法としては、直接的な方法、間接的な方法の両者を認めており、前者の例としては、貧者に直接的に何らかの給付をすることであり、後者の例としては、救貧院や無料食堂の運営といった活動がこれに該当するものである<sup>21</sup>。

また、飢饉の救済や、国際的な開発を目的とするもの等についても、この類型に該当するものである<sup>22</sup>。

なお、この類型は、2006年公益法の制定以前は、公益目的を有するものと推定されていたが、同法によれば公益目的の推定は及ばないものとされ、前述のように「公益性のテスト (Public benefit Test)」を受けなければならないものとなったが、現実には公益目的はとも容易に認められている<sup>23</sup>。

実際に、「貧困」とはどのような状態を指すのかについては、これは個々人によってことなる相対的な要素であるので、一概に決定しうる性質のものではないが、判例法上は、「質素な生活水準を維持できない程度 (unable to maintain a modest standard of living) を意味するものと解されてきた<sup>24</sup>。

##### 2、教育の振興 (advancement of education)

次に、「教育の振興 (advancement of education)」が挙げられる。この類型についても、1601年法以来、公益性を有する活動であると長年にわたって認められてきたものである<sup>25</sup>。

まず、「教育」の概念としては、2006年法においても、それ以前においても制定法上の定義をもっておらず、ケースバイケースの判断に任されている点でややあいまいな点が残るものの、一般には、知識の向上や社会的な価値を有するものであることを要し<sup>26</sup>、さらに今日では、伝統的な意味での学問の習得法よりもより広範、包括的な概念であるとされ、伝統的な教室での講義にとどまらず、より多様な方法による教育の促進をも認めているのが特徴で

ある。具体的には、公衆から提供された結果に基づく調査研究や、教育機関による懸賞の授与、展示・展覧会、コンサートなどの諸活動については、教育の振興に該当するものである<sup>27</sup>。

また、職業訓練や見習い工の養成、また、教育の方法による失業者の救済等についても、同様に公益目的に該当するものである<sup>28</sup>。さらに、保育園の設置・運営や社会教育の実施など、あるいは教育に関する情報について出版をすることや、美術館や画廊などの運営についても同様に本類型に該当する<sup>29</sup>。

この他、教育に関する教授職や講師職の確立や支援、俸給の向上等を目的とするものについても、公益性は認められるし、学会等についても公益性は同様に認められるべき性質のものである<sup>30</sup>。

この類型についても、2006年公益法制定以前は公益性を有するものと推定されていたが同法では推定は及ばないものとされ、同じく「公益性のテスト」の対象となった。しかし、貧困の救済や予防の場合と同様に、裁判所は比較的容易に公益性を幅広く認めており<sup>31</sup>、特に受益者が若者である場合については教育目的に該当するか否かをより寛大に判断する傾向にある<sup>32</sup>。しかし、教育の振興を標榜して、政治的・社会的運動や特定の主義主張を強制したり、政治的な活動等をすべきではないし、一般に私立学校は公益性を有すると認められるものの、それが高額な報酬を受け取っているものについては、2006年公益法による十分な公益を提供していることを証明できない限り、公益性は否定されるであろう<sup>33</sup>。

### 3、宗教の振興 (advancement of religion)

第三番目に、「宗教の振興 (advancement of religion)」が挙げられる。

当該類型においては、まず第一に、「宗教」の定義付けについて、相当悩ましい問題を抱えており、これまでは概ね以下のように取り扱われてきた。すなわち、「宗教」とは、①「神を信仰すること (a belief in a Supreme Being)」、②「神の崇拝により、神への信仰があらわれること (expression of that belief through worship of the Supreme Being)」の二点である。しかし、仏教やヒンドゥー教等、この定義に直接該当しないような、神を信仰しない宗教や多くの神を信仰するような宗教については、その取扱いが明確でない部分がある。一例としては、ある仏教団体はこれをブッダの教えを説くための団体であるとして、教育の振興を公益目的とした団体として登録しているものもある一方で、仏教の振興それ自体を目的として登録が認められたものもあるなどの事例がある<sup>34</sup>。

このように、これまでの定義付けでは不都合な点や不明確な点も生じていたことから、2006年公益法では、以下に示すような新たな定義が含まれることとなった。すなわち、①「1つ以上の神を信仰するもの (a religion which involves belief in more than one god)」、および、「②神の信仰をしないもの (a religion which does not involve belief in a god)」の二点のいずれかに該当するものも、「宗教」に該当するものとなった<sup>35</sup>。

#### 4、健康の増進と救命 (advancement of health or the saving of lives)

まず、「健康の増進 (advancement of health)」については、マクラートン卿の示した公益類型の一つである、「高齢者、虚弱者、貧困者の救済 (the relief of the aged, impotent and poor)」としばしば関連付けて検討されることもあるものの、今日ではこれよりもより広い概念とされており、疾病を治療することと同様に、疾病の予防についても、公益目的に該当するとしている。また、ここでいう「健康」とは、精神的なもの、肉体的なもの双方を意味し、心身共に健康を保つことを促進するという趣旨である<sup>36</sup>。

かつては、「病人の救済 (the relief of sick)」として定着した公益目的であったのだが、「病人 (the sick)」(あるいは病気) という概念のみでは、その範囲が狭すぎるということで、2006年法でいう「健康の増進」とは、これよりもより広い概念を指し、前述のように、「疾病の予防」をも含むものとして、疾病の予防的医療や大衆への疾病予防教育等をも公益性を有するとしたものである<sup>37</sup>。

具体的な事例としては、アルコール中毒や麻薬中毒の治療を目的とするもの、病院のための基金を設置、運営することや健康サービスのための施設や設備等を支援することなどが挙げられ、このほかにも病人への直接的な支援や病気の予防や治療のための調査研究等もこれに該当する事例である<sup>38</sup>。精神的治療についても同様に認められる<sup>39</sup>。

一方、当該類型のもう一つの「救命 (the saving of lives)」の概念については、まだ注目すべき事例は多くはないものの、救命ボートの準備や自主消防組織などについては公益性があるとした判例のほか、今日では、自然災害の救済、輸血に関する業務、その他自衛組織や救命組織に分類されるものについてはこの類型に該当するものとの指針が示されている<sup>40</sup>。

#### 5、市民社会および地域コミュニティの発展の促進 (advancement of citizenship or community development)

この類型は、近年では特に重要視されるべきものの一つではないかと筆者は考える。わが国でも、近年、地域の特性を生かした「まちづくり」が重要視されており、これに信託制度を活用する方法が検討されつつあるが、信託法の母国である英国の、2006年公益法制定以降の近年の状況についてここで取り上げたい。

2006年公益法では、①田園や都市の再生、②市民としての責任意識、ボランティア活動、自発的活動組織、あるいは、より有用で有効な公益活動の普及促進を図ることが盛り込まれた。英国においても、これらは比較的新しい公益類型であり、それゆえ判例法の形成も少ない分野であるといえる<sup>41</sup>。

したがって、英国においても、今後の状況を注意深く見守る必要があるといえるが、これはわが国においても今後の活用事例に影響を与えるものとなろう。



## 6、芸術、文化、伝統、科学の振興 (advancement of the arts, culture, heritage or science)

この類型に関しては、しばしば、前述の「教育の振興」の類型との関連性が問題となり<sup>42</sup>、この両者との関連性が議論されることもしばしばあるが、当該類型についてこれに該当するか否かは、以下のように取り扱われている。

まず、「芸術の振興」に関しては、美術館や聖歌隊の活動の促進については、これは公益性を有するものとされてきた<sup>43</sup>。

また、「文化の振興」については、これは制定法に明記されていたものではなく判例法を通じて認められてきたものであるが<sup>44</sup>、時代の要請により2006年公益法において、スコットランドの例に倣い、同国における定義を引用する形で同法に取り込まれたものである<sup>45</sup>。

さらに、「伝統の振興」とは、最も著名な例と思われる、ナショナル・トラストのような自然や文化遺産、歴史的建造物等の保護団体については公益性を有するものとされるほか、エリザベス女王の別荘を保存するための贈与行為等についても、公益性を有するものとされている<sup>46</sup>。

最後に、「科学の振興」については、判例において、動物園や植物園の設立・運営については公益性が認められている<sup>47</sup>。

この類型についてまとめると、全体の概要としては、美術館や画廊、劇場や映画館、地域の芸術団体や劇団等について、一般的に公益性は認められている<sup>48</sup>ほか、今日の指針では、芸術表現活動の促進、芸術のための施設・設備の提供、芸術の水準を向上させることの促進、あるいは、自然や建物等の歴史的文化的財等に加え伝統工業の保存等も当該類型に含まれるほか、科学に関する調査研究や学術研究団体に関する寄付等も公益性を有するものとするなど<sup>49</sup>、その範囲は大きく拡張されつつあるものである。

## 7、アマチュア・スポーツの振興 (advancement of amateur sport)

ここでは、まず「スポーツ」の定義が問題となる。2006年公益法では、「スポーツ」の定義としては、「肉体的あるいは精神的な技能、努力によって健康を促進する運動競技や競争のことである (sports or games which promote health by involving physical or mental skill or exertion)」とされている<sup>50</sup>。

かつて、アマチュア・スポーツには、スポーツの振興という意味での公益性がいくらかあるとはいえ、それは公益よりも関係者の個人的な利益の享受のほうがまさるものという認識もあり<sup>51</sup>、スポーツの振興を目的とするものについては、一般に公益性を有しないと判示され、特に単一競技のスポーツ・クラブについては公益性が認められずチャリティー登録を受けられないという時代が長く続いていたその一方、複数競技のスポーツ・クラブやレジャーセンターなどは、1958年レクリエーション公益法により、公益性を有するものと判断されており<sup>52</sup>、同じスポーツ・クラブといえども両者の間では不均衡な取扱いがされていた。また、

それ以外の事例においても、警察や軍隊等の能力を向上させることを目的とする組織であったり、学校や大学におけるカリキュラムの一環である場合には、公益性が認められてきたなど<sup>53</sup>、同じアマチュア・スポーツとはいえ甚だ不均衡な取扱いがされており、合理性を欠く面があったことは否定できなかった。

その後、時の流れにより、スポーツが健康な生活を営む上で、また病気の予防のためにも不可欠なものであるとの認識が高まるにつれて方針転換を余儀なくされ<sup>54</sup>、公益目的として「健全なレクリエーションとしての地域参加の促進 (the promotion of community participation in healthy recreation)」を図るということで方針を転換して、単一競技のスポーツ・クラブにも公益性が認められることとなり、その有する能力にかかわらず地域コミュニティに対して開かれた存在となることができ、また合理的な水準の範囲内で報酬を受け取ることも認められた<sup>55</sup>。

#### **8、人権の尊重、紛争解決の促進、和解の促進、宗教的あるいは人種的調和の促進、平等性・多様性の普及促進。(advancement of human rights, conflict resolution or reconciliation or the promotion of religious or racial harmony or equality and diversity)**

これらは、かつては政治的な問題を基礎とするものであり、公益性を有しないものとされてきた。これらの類型に属するものは、国会の権限に基づくものであり、司法の判断になじむものではないこと、これらを判断することは公衆の利益に対して伝導力が強いものであることなどをその理由としていた。

しかし、法令順守の促進および道義的な福祉の促進に類似するようなものについては、公益性を有するものと認識されるに至っている。

#### **9、環境保護、環境改善の促進 (advancement of environmental protection or improvement)**

この類型についても、近年になって注目を浴び始めた、比較的歴史の浅いものであるため、判例法の蓄積は少ない。一般的に、自然環境の保護や特定の動物相や植物相の保護を目的とするものがこの類型に該当する。また、持続可能な開発の促進、実際に保存に関与すること、動物園の運営や植物の採集等を目的とするものはこの類型に属し、公益性が認められる<sup>56</sup>。

#### **10、若年、高齢、体調不良、身体障がい、財政的困窮あるいは他の理由による不利な立場に立たされていることを理由として困窮している人々の救済 (relief of those in need by reason of youth, age, ill-health, disability, financial hardship, or other disadvantage)**

この類型は、貧困の救済や健康の増進といった、これまでに取り上げた類型と重複しあう部分もあるが、具体的には、保育園や老人ホームの運営や、そのために登録された社会的地主や住宅建築組合、身体障がい者に対する役務や介護の提供等が該当するものである<sup>57</sup>。

### 11、動物の福祉の尊重 (advancement of animal welfare)

この類型は、最初は、動物の福祉が人類にとって有用となるもののみが公益性を有するとされてきたが、やはりその範囲は次第に拡張し、20世紀の初頭には、人類が動物に向ける愛情がもたらす効果が、公益性を有するか否かの理論的根拠となった<sup>58</sup>。

### 12、政府軍の軍事能力の向上および警察、消防、レスキュー隊、救急隊の能力向上の促進 (promotion of the efficiency of the armed forces of the Crown, or of the efficiency of the police, fire and rescue services or ambulance services)

まず、軍事能力の向上を目的とするものについては、1601年法でもすでに言及されており、長い歴史を有するものである。実際に、幅広い内容のものが本類型に該当し公益性を有すると認められており、たとえば、軍隊の専門知識、軍事能力、兵士の士気の向上等を目的とする贈与については、これらはすべて公益性を有するものとされており、また、軍隊のための図書館の設立や将校の料理の皿を提供するために使われるようにするための寄附、あるいは射撃、釣り、クリケット、フットボール、ポロ競技等の促進を図るための連隊のための基金設立のための寄附、水兵にクリスマスプレゼントを贈るための基金を設立するための寄附、特定の連隊の食事のための寄附などについても、広く公益性を認めるところである<sup>59</sup>。この他、今日のチャリティー委員会の指針では、軍事訓練施設の提供や、一団を支援したり団結するための組織の提供、新入兵士の募集の促進、教育のための財源、競争、賞金等の支給による兵士らの専門知識の向上等を目的とする活動についても、公益性は同様に認められるとしている<sup>60</sup>。

次に、警察、消防、レスキュー隊、救急隊の能力向上を目的とするものについては、当初は公益目的に含まれておらず、後年になってから公益目的に含まれるとされたものであるが、実際には軍事能力の向上と同様に、今日では重要視されているものである。チャリティー委員会が想定するモデル事例としては、公益のために警察の能力を向上させることの促進と、良好な市民意識の向上、そして、犯罪の予防や刑事事件の解決のための多くの市民参加、あるいは、警察管区における公益の促進、警察への協力、刑法からの市民や財産の保護ならびに予防などがある<sup>61</sup>。

### 13、その他の目的

最後に、これまでに取り上げた個別の類型に直接該当するとは言いえないが、公益性を有すると認められるものを包括的に取り扱うために、「その他の目的」が設けられている。

## V 日本法における公益信託をめぐる現状と課題

日本法における公益信託は、序論にも述べたように、制度上はすでに大正時代から存在する長い歴史を有するものである。大正12年に制定された旧信託法66条に公益信託の定義が規定され、これによれば、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスル」信託で

あるとされ、この定義は現在も変わっておらず、現在の「公益信託ニ関スル法律」の第1条では、(新)信託法258条に定める、受益者の定めのない信託、いわゆる目的信託の1類型として、前述のいずれかの公益を目的とした信託であると規定されている。

旧信託法66条に取り上げられた公益目的の類型は、想定される公益目的を例示的に取り上げたものであり、これに直接該当しないものであっても公益性を有すると認められるものは、最後の「其ノ他公益」に包括的に含まれるものとされる<sup>62</sup>。

なお、ここでいう「公益」とは、「社会全般の利益」、「不特定多数の者の利益」を指すものとされ、これは、憲法14条による法の下での平等を害せず、差別を受けない程度の社会的広がりをもつものであることを要し、いわゆる任意団体のうち、不特定多数の者を構成員とするものの、その加入資格が特定されており、加入できる者の範囲が地域的あるいは階層的に限定されるようなものは公益性を有さないとする<sup>63</sup>。また、公益目的を果たすということは、「直接に社会公共の利益を図ること」を意味し、間接的あるいは結果的に公共の利益となるものではないとする<sup>64</sup>。すなわち、「積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするもの」であることを要し、「同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの」、「特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの」、「後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの」などについては、公益性を有するものとは認められないとされる<sup>65</sup>。

一方、民法上の公益法人については、現在では特別法により新たな規定が置かれることとなり、具体的に23類型が公益類型として示されることとなったが、かつての民法34条（現行規定では民法33条2項）では、その公益目的について、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、その他公益」に関するものとしている。公益目的についても同様に、「社会全般の利益」、「不特定多数の者の利益」であり、特定の者の利益のみを目的とするものはこれに含まれないとするなど<sup>66</sup>、旧信託法66条の内容とほぼ同一の解釈をして差支えないものといえる。

これらを見てわかるように、旧信託法66条はかつての民法34条（現、33条2項）と条文上は全く同じ文言を用いて公益目的の類型を取り上げており、実質的に、わが国では公益法人、特に財団法人と公益信託とは類似あるいはほとんど同一の機能を果たすものと理解されてきた。これは、公益法人との整合性をとることを考慮したためであり<sup>67</sup>、先に見たような英国法における「Charitable」とは異なる観念であるとの指摘もある。

前述のように、わが国においては公益信託は全く活用されていなかった時代が長く続き、社会的にもその存在が十分に知られてこなかったため、今日においても、公益法人に比べるとその活用事例は極めて少ない（平成19年度の受託数は総数で564基金、一方、公益法人については、公益信託に類似した性質を有する財団法人の数だけでも12,118法人<sup>68</sup>）ものであり、未だ発展途上の段階にあると言わざるを得ない。

もっとも、活用事例においては、近年の事例で見れば、奨学金の支給、自然科学研究助



成、教育振興、国際協力・国際交流促進、社会福祉、芸術・文化振興、都市環境の整備・保全、自然環境の保全、人文科学研究助成、文化財の保存活用、動植物の保護繁殖、緑化推進、等の事例において実際に活用されており、ある程度広範囲にわたる活用はみられるところである<sup>69</sup>。

しかし、わが国における公益信託の特徴をみれば、現在のところ、そのすべてはいわゆる助成型といわれる形態のものである。すなわち、奨学金の支給などが典型的な事例ではあるが、給付金の支給を目的としてこれに用いる基金を設立するために当該公益信託を設定し、受託者が受給者を選定して当該受給者にその基金の運用益や元本を取り崩して支給するといったものであり、公益信託のもう一つの重要な類型である、公益信託の受託者自らが特定の事業を執行するという、事業執行型の目的信託はわが国において現在のところ全く見られず、これを意図的に排除しているものといわれている<sup>70</sup>。現に、事業執行型公益信託は官庁の方針としてこれを許可しないものとしている<sup>71</sup>。

確かに、どのようなものにしる、事業執行型公益信託による公益活動を行うには受託者が当該事業に関して相当程度の専門知識や能力を必要とするであろうから、受託者の相当な負担となることは否定できず、現状ではこれを安易に引き受ける訳にはいかないという事情もあろう。現に、受託者となりうる立場の多くを占める信託銀行では、実務上の面から現時点ではすべて事業執行型公益信託の受託を断っているほか、受託者が直接事業を執行できる範囲や適切な内容の事業であるか否かの判断基準等に不明瞭な点が多い一方で、受託者として法律上重い責任を負うことになることから、慎重にならざるを得ないという<sup>72</sup>。

そして、このような事業執行型の公益活動を行う場合には、これまでは信託法理を用いなくとも、当事者自らが直接行ったり、適切に当該活動を行うことができる者に委託するなどの形式で行えばよいと考えられてきたこともあり<sup>73</sup>、あるいはある程度継続的で大規模な活動を行おうとする場合には公益活動を行おうとする者が寄附行為により新たに法人を設立して当該活動を行う公益法人制度のほうが都合の良いものであったと考えられてきたことも事実であり、この点についてもすでに指摘されているところである<sup>74</sup>。しかし、本来、公益法人にも公益信託にも、それぞれ長所短所は存在するわけであり、公益活動の特性に応じて両者を使い分けていたり、あるいは英国におけるナショナル・トラストのように、組織自体は法人でありながら、公益信託の要素を強く含んで運営されるといったように両者の混合形態を用いるなど、具体的事例に応じてその形態を選択できることが一番の理想であることはいうまでもない。

この点について、改めて公益信託の特性に着目してみると、まず全体的な枠組みとしては、公益信託は公益法人の「簡易型」あるいは「変り型」の性質を有するものであるとされ<sup>75</sup>、その制度上、公益法人よりもより柔軟性をもつものであり、個々の実態に合わせた運用が行いやすいといえ、公益活動には優れている点も多いものと考えられる。

たとえば、法人は自然人のように死亡しないことから永続性を保つことができ、財産規模も相当なものとなり、新たに設立するにはそれなりの手間と費用を要するのに対し、公益信託では、永続性のない、一時的あるいは短期間の公益活動をする場合には新たに法人を設立しなくてもよいことからこちらのほうが合理的であるし、公益目的に活用するための財産の管理・運用についても、法人の場合はこれを保持するように努めなければならない、取り崩して消費しきるような運営は原則として認められないものの、公益信託では、財産の取り崩しをしても構わず、また財産を集める際にも、新たに財産を追加したり、広く財産を公募することで小口の財産を集めやすいといった点が取り上げられている<sup>76</sup>。この他、受託者の事務執行が厳格化され、財産の保全もされている、また法律上、受益者の地位が確立されており、受益者が適切に保護されている、行政上の監督も行き届いている等の点も特徴として挙げられるものである<sup>77</sup>。

前述のように、現在のところわが国では事業執行型の公益信託はこれを認めていない。しかし、以上に述べたように、公益法人に比べ公益信託は制度上、かなりの柔軟性を有しており、弾力性があるため利用しやすいものであると考えられ、今後より一層重要性を増すであろう公益活動をより一層活発化するためには、すでに指摘されているように、公益活動タイプのメニューを増やすこと、すなわち、「公益信託を広く活用して、公益の増進を図るには、その選択肢は少しでも多いほうが望ましい」<sup>78</sup>ことは言うまでもないと思われるので、わが国でも事業執行型公益信託を何とか導入できるような方向性を探るべきではないだろうか。

すでに述べたように、受託者の側に専門知識や能力、経験等を要するのは否定できないだろうが、これについても、事業執行型公益信託の内容によっては、既存の組織および枠組みを少し応用することで対応できないことはないのではないかとこの見解が示されている。たとえば、美術館の運営を目的とする公益信託を例にとると、わが国では土地信託がすでに行われていることから、これを応用して対応できないものかといわれる<sup>79</sup>。具体的には、以前から土地信託では信託財産として土地を受託し、当該土地に関して信託銀行等の受託者が開発等の事業を行っているのだから、同様に、美術館の建物を信託財産として受託して、この運営を行うことも不可能ではないといえるし、あるいは、金銭を信託財産として受託し、その金銭で美術館の建物を購入して運営することも可能なのではないかという<sup>80</sup>。確かに、言われてみれば私益信託に関しては土地信託のように、事実上、これまでも事業執行型信託は行われてきたといえるので、これを応用すれば、これまでに培われてきた私益信託における分野での事業執行型信託での受益者の知識、能力、経験等を活かして、公益信託にも同様に対応できるものがあり得ないわけではなく、当該公益信託の目的によってはこのような方法での事業執行型公益信託を認めることへの可能性を否定できないと考えられるので、傾聴に値するものであるといえる。

確かに、公益信託における信託財産は行政指導によっても、原則として金銭に限られるべ

きものとされているのであるが、これについても以前から、必ずしも金銭に限るべき性質のものではないとして、疑問視されているほか<sup>81</sup>、現実には、事業執行型公益信託でなければ公益活動を適切に行うことができないものもあり、これらについてはどう対処すべきかという点も未だにはっきりしない。

たとえば、既に指摘した例でいえば、英国におけるナショナル・トラストのように、環境保全のために土地や建物等を買取り保存し、市民に広く公開するなどの公益事業を行ったり、あるいはこの種の枠組みをもう少し発展させて、自然豊かな土地とその維持管理のための費用を保存のためにあわせて公益信託に寄附したいといった者が現れた場合、また、自らの死後に、遺産を公益信託に寄附する意向を示し、その遺産の中に不動産が含まれていた場合などについては、これらはいずれも事業執行型の公益信託を認めないと不都合な点が生じるものであると指摘されるものである<sup>82</sup>。

これらについては、先に英国の事例で取り上げたように、英国では崇高な理念をもって、公益信託法理を活用した社会貢献活動の一つとして長い歴史をもって育まれてきたものであり、わが国においても同様に、公益信託法理を用いた身近な社会貢献活動として社会に根付かせていく必要性のあるものと思われる。わが国においても、ピーター・ラビットの物語が知られるようになってから、その作者であるベアトリックス・ポター氏が、物語の舞台となった英国の湖水地方の豊かな自然環境の保全を目的として行ってきたこの種の活動があわせて知られるなどしてナショナル・トラストの活動が知れ渡り、わが国においても、英国のナショナル・トラストに類似する活動も行われるようになっており<sup>83</sup>、近年になって少しずつ注目を浴びてきたとはいえ、その大元として、事業執行型公益信託が認められないというのは、やはりこの種の活動をわが国に根付かせるのに大きな障害となるのは否定できないだろう。

そこで、これらの課題を解決するためのさらなる方向性を検討してみると、公益信託におけるいわゆる代人使用なり、運営委員会の在り方とその活用を工夫することで対処することができないものかと筆者は考える。以前の旧信託法では、受託者の義務として善管注意義務・自己執行義務等が重要な義務として課されており、受託者は善良な管理者の注意義務として、一般の注意義務よりも加重された相当な注意義務をもって、原則として自らが直接信託財産の管理・運用をすることが義務付けられていた。とはいえ、いかなる場合でも受託者が自ら信託財産の管理・運用をすることには限界もあることから、旧信託法26条では自己執行義務の例外が認められる場合として、「信託行為ニ別段の定アル場合」もしくは「己ムコトヲ得サル事由アル場合」、については、必ずしも受託者が自ら執行する必要はないとしていた。これが、2006年改正の新信託法では、その28条によると、自己執行義務を原則として許容するものへと大きく方向転換されたものとみることができる。旧信託法26条のように、前述の事情がある場合に「限り」、他人に信託事務を行わせることができるといった文面は



削除され、信託行為に特別の定めがある場合をはじめ、当該信託行為に関する信託業務の第三者への委託について、これに関する定めがない場合でも信託目的に照らして相当性が認められる場合、あるいは、第三者に信託業務を委託してはならない旨の定めがある場合についても、やむを得ない事由が存在する場合は第三者への委託を認めるといった内容に改正され、これは、受託者の自己執行義務を事実上大きく緩和したものといえ、「代人使用の原則禁止から原則許容へ<sup>84</sup>」という方向へ大きく舵を切ったものといえる。

このように、受託者の自己執行義務を大きく緩和したのは、すでに旧信託法が施行されていた時代から、自己執行義務を原則とするというのは信託業務の高度化・複雑化・専門化等が伴うようになると実態にそぐわず不都合な点が目立つなどの理由が指摘されており<sup>85</sup>、実際に、旧信託法のもとでも、たとえば土地信託においては、ファッションビルの建設・賃貸を目的とする信託を信託銀行が受託した場合において、ビルの建設を信託銀行が自ら行うというのは現実的ではないとして、ゼネコン等に実際の建設を委託することが行われており<sup>86</sup>、これは常識的に考えても普通に考えられうる対応であるといえるだろう。ただ、ここで言えるのは受託者が自ら行うことができる業務についてまで、第三者に委託することは妥当であるか否か、また、その判断基準はいかなるものか、といった問題があわせて生ずる。これらの点について詳しく論ずれば膨大な量となることから、紙面の都合上、今回は詳細な検討を行わないが、とりあえず、受託者が自ら執行する能力を十分に有さないような事務処理について、これを第三者に委託することについては差支えないとこれまでも解されてきたのであれば、この概念を事業執行型公益信託の場合にもあてはめることは不可能なのであろうか。

先に述べたように、わが国でも事業執行型公益信託の設定が認められるようにするためには、土地信託の概念を応用するという方向性が考えられるということが述べられており、従来より土地信託において、ビルの建設等にあってゼネコン等専門の能力を有する第三者への委託が認められてきたことと同様に、事業執行型公益信託の場合も、受託者が当該信託の運営にふさわしい能力を有すると認められる第三者への委託を図るようにすれば可能となる事例ではないものかと考えられる。新信託法において、受託者の自己執行義務は大きく緩和され、第三者への委託に関しては原則許容されるという方向性に変わったのであるから、障害はより低くなったのではないかと思われる。

また、わが国では、公益信託においては運営委員会が一般に設置され、当該信託の運営に関して、重要事項についての決定権を有するなど、相当な権限を有する立場にある。これについても、実質的に受託者に代わって強い権限を行使して信託を運営していることから、受託者の自己執行義務に違反しているのではないかとの指摘はあるものの、これも新信託法の施行に伴い、自己執行義務を大きく緩和したことから実質的に解決された問題であるといえる<sup>87</sup>、事業執行型公益信託を受託する場合は、当該公益信託の事業執行にふさわしい知識、能力を有する者を運営委員会のメンバーに加えれば可能となるものではないものかと思われ



る。

以上のような点については、公益信託の受託者となることの多い信託銀行の側でも、その当初は、「当面」給付型のみを受け付けることとし、将来は（旧）信託法26条による代人使用の類型を活用して、事業執行型の受け入れにも取り組むことが十分予測されるなどと述べており<sup>88</sup>、可能であれば事業執行型も前向きに受け入れる意向を見せていたと思われるが、それから数十年の時代を経ても基本的に大きな変化は見られず、今後の動向が注目されるどころである。

## VI 結語

わが国では、前述のように公益信託に関して歴史が浅く、十分な理解と認識が得られてきたとは言いがたいものであったため、現在のところ公益信託の設定自体に関して、その公益性・公益目的等をめぐる訴訟が提起された事例はなく、これらに関する判例は存在しないのが現状である。また、旧信託法66条や、公益法人に関して同様な定義をしているかつての民法34条（現、民法33条2項）のように、公益目的に関して、民法や信託法の立法時に想定しうる事例を列挙したものが限定的に規定されているのみで、具体的に公益目的とはいかなるものかということとは不明確な点が多いのは事実であり、確かに個別ケースでの判断となる事例が多いとは思われるが、これらの点について、近年新たな法整備が行われた公益法人と同様に、今後、ある程度の明確化を図ることがわが国における公益信託のより一層の普及および発展を図る上では必要であると思われる。

これら、わが国の公益信託における公益目的に関する不明瞭な点を少しでも明確化しようとすることを目的とし、本稿においては、英国における公益信託における公益目的に関して、その歴史的経緯および近年の動向等について、甚だ拙いものではあるが、具体的事例を探ることとしたものである。改めて振り返ると、公益信託は英国における信託法の歴史そのものともいえるべきものであり、過去数百年にわたる判例法の蓄積および制定法の変遷をたどっても、その中で培われてきた崇高な理念が今日まで受け継がれていることは非常に高く評価できるものといえる。

わが国においても、遠い昔の時代に目を向ければ、すでに公益信託に類似する概念が存在しており、実際に本稿で紹介したような英国における事例と類似するような目的で用いられていたことも確認されている<sup>89</sup>。よって、わが国においても、公益信託は不毛な時代が長年続いていたとはいえ、これを受け入れる素地は遠い昔にすでにできていたといえるのであるから、今後はこれをより積極的に生かす方向性へと向かうようにすべきといえる。特に21世紀の現代社会において、人類がみなで共生しあうことができる豊かな社会を築くためには、まさに人間の叡智が問われるのであるが、一方で一人の人間の能力などごく限られたものに過ぎず、そうであればこそ互いにそれぞれが有する能力を生かし、社会を皆で支えることが

より一層重要視されることから、これを誰もが小さなところ、身近なところから実現できる手段として、今後は公益信託がより積極的に活用されるような方法を探ることが強く求められるものである。

筆者は東洋大学法学部、同大学院法学研究科博士前期課程を経て現在、同博士後期課程に在学中であるが、その東洋大学法学部の創設者である水島廣雄博士も信託法分野の権威ある研究者であり、筆者が御世話になった先生方でも、民法および信託法の分野において、浅野裕司先生や小林秀年先生など、幾人もの先生方を輩出されてきた。水島博士御自身の著書の中で、「信託制度の真髄は、財産について所有者が有するよりもさらに大なる利益を他人に共有せしめる手段である」…、「信託の法理は、英法の発展に大なる貢献をもたらした」「まず、封建制度が信託の法理で破壊された」「不動産の移転方式がこれにより改新された」「妻の法律上の地位が改善された」…、さらに、「進んで公益事業、慈善事業に投ぜられた財産額の増加とその保護もまた信託の法理によるものである」<sup>90</sup>などと、すでに昭和30年代初頭のころから仰っていることをみても、改めて信託法理の偉大さ、また特に公益信託制度の優れた理念に感嘆するものであり、これまでに十分な活用が図られてこなかったことを惜しむとともに、今後のより一層の普及と発展が図られるよう尽力していくのが我々後進の務めともいえ、その責の重大さを改めて感じるところである。

また、「公益信託こそ正に信託の…本来の意味と機能が結晶化された信託」<sup>91</sup>であるといわれるように、信託法理をより深く理解する上で不可欠なものであり、まさに信託の真髄に触れることができる魅力あるものであると強く感じるものである。今後は更に研究を続け、新たな視点や方向性を見出すことができるよう努めたい。(完)

<sup>1</sup> わが国における公益信託の実用化にいたる経緯および実用化当初の動向等を詳細に述べたものとしては、二瓶愛蔵「公益信託制度の概要」ジュリスト644号124頁以下、太田達男「公益信託の実務と今後の課題」ジュリスト771号54頁以下、田中實「公益信託の現状と課題」ジュリスト771号49頁以下、等を参照。

<sup>2</sup> 星田寛「明日の公益信託にむけて－その実務と制度の再検討のために－」信託191号12頁。

<sup>3</sup> 田中實『公益法人と公益信託』（1980、勁草書房）62頁。

<sup>4</sup> 田中、前掲注3、63頁、雨宮孝子「EU信託法（スコットランドとデンマーク）と英国の公益信託」新井誠編『欧州信託法の基本原理』（2003、有斐閣）116頁。

<sup>5</sup> 海原文雄『英米信託法概論』（1998、有信堂高文社）48頁以下。

<sup>6</sup> 岡田章宏「アソシエーション法の比較研究—〈国家-社会-個人〉をつなぐ法のすがたイギリス—チャリティに関する法を中心に—」比較法研究69号35頁。

<sup>7</sup> 岡田、前掲注6、35頁。

<sup>8</sup> 海原、前掲注5、49頁。

<sup>9</sup> 岡田、前掲注6、35頁。

<sup>10</sup> 岡田、前掲注6、35頁。

- 11 雨宮孝子「EU信託法（スコットランドとデンマーク）と英国の公益信託」新井誠編『欧州信託法の基本原理』（2003、有斐閣）120-121頁。
- 12 樋口範雄「イギリスの公益信託に関する覚え書き」トラス60研究双書『イギリス信託法の現状ペナー教授に学ぶ』より、同103頁。
- 13 Alison Maclennan , BLACKSTONE'S GUIDE TO The Charities Act 2006 (2007, Oxford University press) p. 1
- 14 樋口、前掲注12、104頁。
- 15 Ibid, note13, p. 4.
- 16 樋口、前掲注12、109頁。
- 17 たとえば、植田淳「イギリスの公益信託における公益概念」神戸市外国語大学外国学研究70号81頁以下、樋口、前掲注12、等。
- 18 植田、前掲注17、87頁。
- 19 Ibid, note13, p. 6.
- 20 Judith Hill, Julian Smith and Rachel Holmes of Farrer & Co, THE CHARITIES ACT 2006-A PRACTITIONER'S GUIDE (2007, Legalease Publishing), p. 9.
- 21 Ibid, note20, p10.
- 22 Stephen Lloyd, Charities : The New Law 2006 A practical Guide to the Charities Acts (2007, Jordans Publishing), p. 18.
- 23 Ibid, note20, p10.
- 24 田中、前掲注 3、75頁。
- 25 Ibid, note13, p6.
- 26 Ibid, note13, p6.
- 27 Ibid, note20, p11.
- 28 Ibid, note20, p13.
- 29 Ibid, note22, p19.
- 30 田中、前掲注 1、78頁。
- 31 Ibid, note13, p6.
- 32 Ibid, note20, p12.
- 33 Ibid, note13, pp6-7.
- 34 Ibid, note22, p19.
- 35 Ibid, note20, p13.
- 36 Ibid, note20, p17.
- 37 Ibid, note13, p7.
- 38 Ibid, note20, p17.
- 39 Ibid, note13, p7.
- 40 Ibid, note20, p18.
- 41 Ibid, note20, p19.
- 42 Ibid, note20, p23.
- 43 Ibid, note20, p21.
- 44 Ibid, note20, p21.
- 45 Ibid, note22, p21.

- <sup>46</sup> Ibid, note20, p23.
- <sup>47</sup> Ibid, note20, p23.
- <sup>48</sup> Ibid, note22, p21.
- <sup>49</sup> Ibid, note20, pp23-24.
- <sup>50</sup> The Charities Act 2006, Sec. 2 (3) (d).
- <sup>51</sup> Ibid, note13, p9.
- <sup>52</sup> Ibid, note22, p21.
- <sup>53</sup> Ibid, note22, p9.
- <sup>54</sup> Ibid, note13, p9.
- <sup>55</sup> Ibid, note22, p21.
- <sup>56</sup> Ibid, note22, p23.
- <sup>57</sup> Ibid, note22, p23.
- <sup>58</sup> Ibid, note20, p37.
- <sup>59</sup> Ibid, note20, p39.
- <sup>60</sup> Ibid, note20, p40.
- <sup>61</sup> Ibid, note20, p41.
- <sup>62</sup> 松本崇、西内彬『特別法コンメンタール 信託法・信託業法・兼営法』(1972、第一法規出版) 295頁。
- <sup>63</sup> 松本、西内、前掲注62、295頁。
- <sup>64</sup> 松本、西内、前掲注62、295～296頁。
- <sup>65</sup> 以上、平成19年9月改正「総務大臣の所管に属する公益信託の許可及び監督に関する事務処理要綱(総務省訓令第49号)」別紙「公益信託の許可に関する審査基準」より。
- <sup>66</sup> 我妻栄『民法講義I 新訂民法総則』(1972、岩波書店) 136頁。
- <sup>67</sup> 四宮和夫『法律学全集33-II 信託法 [新版]』(1989、有斐閣) 41頁。
- <sup>68</sup> 総務省『平成20年度公益法人に関する年次報告』より。
- <sup>69</sup> 信託協会「信託統計表(平成19年度3月末現在)」より。
- <sup>70</sup> 新井誠『信託法【第3版】』(2008、有斐閣) 427頁。
- <sup>71</sup> 「公益信託の引受け許可審査基準等について」(平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定)より。
- <sup>72</sup> 星田寛「不動産を公益信託の信託財産とする場合の実務と課題」信託194号38頁。
- <sup>73</sup> 鎌野邦樹「まちづくり・自然環境保全と公益信託」信託195号39頁。
- <sup>74</sup> 田中實、松本崇「公益信託について—財団法人との対比を中心に—」信託法研究第1号77頁～78頁。
- <sup>75</sup> 田中實『公益法人と公益信託』(1980、勁草書房) 19頁。
- <sup>76</sup> 田中、前掲注75、21頁。
- <sup>77</sup> 遠藤雅範「公益信託のすすめ」新井誠編『新信託法の基礎と運用』(2007、日本評論社) 216頁。
- <sup>78</sup> 新井、前掲注70、427頁。
- <sup>79</sup> 遠藤、前掲注77、235頁。
- <sup>80</sup> 遠藤、前掲注77、235頁。
- <sup>81</sup> 雨宮孝子「公益信託活用上の諸問題」信託196号18頁。
- <sup>82</sup> 雨宮、前掲注81、24頁。



- <sup>83</sup> わが国におけるナショナル・トラスト類似の活動を紹介したものとしては、近年のものとしては、鎌野邦樹「まちづくり・自然環境保全と公益信託－市民によるまちづくり、自然環境保全を中心として－」信託195号27頁以下など。
- <sup>84</sup> 新井誠、前掲注70、287頁。
- <sup>85</sup> 上山泰「『代人』使用の法的問題点－受託者との責任分配を中心に－」信託178号46頁、61頁。
- <sup>86</sup> 新井誠、前掲注70、284頁。
- <sup>87</sup> 新井誠、前掲注70、424頁。
- <sup>88</sup> 杉本久男「運営段階における実務上ならびに法律上の諸問題－信託管理人、運営委員会、公益信託の監督を中心に－」信託126号57頁。
- <sup>89</sup> この現象について取り上げたものとして、浅野裕司「宗教と信託法の基礎理論」東洋法学46巻2号1頁以下、等。
- <sup>90</sup> 以上、水島廣雄『英法講義第一巻 信託法史論（改訂版）』（1967、学陽書房）1～2頁。
- <sup>91</sup> 太田、前掲注1、57頁。

**「The modern application of charitable trust」**  
**– Focus on The Charities Act 2006 in Great Britain**  
**and the present condition in Japan –**

OHYAMA, Naoki

[summary]

This paper focuses on the modern application of charitable trust in Great Britain and in Japan. Charitable trust has a very long history in the Great Britain and now, new Statute Law in Charitable trust have established, namely The Charities Act 2006.

At first, this paper studies that, charitable purpose in The Charities Act 2006. There are 13 charitable purposes in The Charities Act 2006. Some of them, derived from a long history of English case law and Statute, and others are new concept in modern and first defined in The Charities Act 2006.

Second, this paper studies the present condition in Japan. In Japan, the charitable trust is not often utilized until now. But in 2006, New Trust Law established in Japan, too. In future, Charitable trust is expected to be utilized more positively in Japan, too. For that, it is necessary to consider present condition and issues.

To clarify above-mentioned point, this paper compared Charitable trust in Great Britain and in Japan.